

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件
原告 村越 啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

準備書面(24)

平成21年2月18日

千葉地方裁判所民事第3部合議5係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人
弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鈴木
川島

信 行
雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高 澤
古谷野
青 木
元 吉
松 丸
永 田

秀 昭
克 己
高 臣
博 保
忠 幸
一 海



被告千葉県水道局長指定代理人

海 保
大 類
高 野
高 橋

芳 久
直 樹
幸 宏
豊



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴	鹿	春	雄
柏	原	憲	夫
篠	原	健	一
土	屋	直	隆
平	野	誠	一



第1 本案前の答弁の追加

本件における被告らの法律上の主張については、被告らの準備書面（5）において述べ（治水関係につき同（6）10～15頁、利水関係につき同（7）9～18頁において補充している。）、さらに、同（20）19～25頁と同（21）において「財務会計法規上の義務」に関し要点を述べたところである。以下、これまでの原告らの主張を踏まえ、本案前の答弁を追加する。

1 本案前の答弁の趣旨

本件訴えをいずれも却下する

訴訟費用は原告らの負担とする

との裁判を求める。

2 本案前の答弁の理由

- （1）地方公共団体の住民1人でも提訴可能な住民訴訟制度は、個人の権利や利益を保護するためのものではなく、地域住民の全体的利益のため、住民の手により地方公共団体職員の違法な財務会計行為を防止、是正等することによって、地方財務の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、地方行政一般の非違を対象とするものではない。このことは、最高裁判決が繰り返し説示しているところである（被告ら準備書面（5）8頁参照）。

本件において原告らは、八ッ場ダム建設事業は、治水上の必要性がないこと、利水上の必要性がないこと、ダムサイト地盤の脆弱性と地すべりの危険性があること、環境に影響を与えること、雇用対策等の経済政策としても不要であることを挙げて、国と関係都県が一体となって実施している八ッ場ダム建設事業の可否を争点としているが、公共事業の実施いかんは選挙により選出された代表者の判断により決定されるものであることはいうまでもない。一方、地方自治法上、公共事業を含め地方行政一般について住民が問題とするための「直接参政制度」としては、監査委員に対する事務監査請求（地方自治法75条）、場合によっては条例の制定改廃請求（同法74条ないし74条の4）という選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもってする「直接請求」によることが予定されており（その外の直接請求としては、選挙権を有する者の3分の1以上の連署

をもってする議会の解散請求、主要公務員の解職請求がある。) 、財務会計事項のみを対象とし、住民1人でも出訴可能な客観訴訟としての住民訴訟では、行政一般についての非違を対象とすることはできない仕組みとなっている。すなわち、事務監査請求は、「広く当該普通地方公共団体の事務の執行の全般に及ぶ」が、「監査は、関係事項の処理、執行の事実について調査しその当不当の判定を行うことであり、監査請求は、監査により当該普通地方公共団体の自治運営の適正化、合理化を図るとともに住民に対して事務処理の実態を周知し、その批判による是正に期待しようとするもの」であって(松本英昭「逐条地方自治法(第1次改訂版)」254・255頁)、本件のような国の事務の執行を請求事項としたり、間接民主制の下で執行される地方公共団体の事務の差止めの請求や職員に対して損害賠償の請求を求めるようなことは予定されておらず、いわんや住民1人でも可能な住民監査請求や住民訴訟において、行政一般(八ッ場ダム建設事業への参画等)の非違を理由に、その差止めや損害賠償の請求等を求めるなどということは、論外のことなのである。

原告らは、八ッ場ダム建設事業に対する公金支出の差止め等を標榜しつつ、利根川の治水計画ひいては河川行政のあり方自体を争点とし、また、千葉県民のみならず関係都県民に対する安全かつ安定給水の確保等に関わる水道行政のあり方を争点としているが、八ッ場ダム建設事業は、その基本計画の作成や変更に際し、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係各都県議会の議決を経て各都県知事が意見を述べた上で作成等されており、また、同事業の建設負担金等の予算については、毎年度関係都県議会の議決を経ているのであって、民意の反映という最も適正な手続を経ているのである。それにもかかわらず、原告ら51人は、何の資格もないのに、治水上の必要性、利水上の必要性など多岐にわたる項目について、独自の主張(ほとんど荒唐無稽な主張であることは、これまで縷々説明してきたとおりであるが)をして争っており、その趣旨は、おそらく治水上、利水上現状で差し迫って困る要因がないと考えられるから、将来発生しうる治水上の自然災害リスクや都県民

のライフラインに関わる給水について、財政が逼迫している都県においては現状を上回る社会資本整備への投資は回避すべきであるということにあるのであろう。しかし、治水や利水の安全・安心に関わる公共の福祉の向上を求めない地方公共団体があれば、その団体は既に地方自治を放棄したと言っても過言ではないであろうが、千葉県においては、限られた財政状況の中で、県民の総意を代表する執行機関の判断と議会での十分な審議と議決により現在及び将来の県民のため、長期的視野に立って、八ッ場ダム建設事業へ参画しその推進を図っているのである。

しかるに、本件において原告らは、千葉県民の総意とは異なるダム建設事業に対する主張の実現という住民訴訟の埒外の目的を掲げ（住民訴訟は客観訴訟であり、主観訴訟ではない。）、事務監査請求に必要な選挙権を有する者の50分の1以上の連署という要件を潜脱し、住民訴訟の財務会計事項（公金の支出）に藉口しつつ公共事業の要否という一般行政上の施策を争点とし、しかも事務監査請求ですら求めることのできない差止めや損害賠償の請求を求め、あまつさえ監査委員の権限の及ばない国の事務（八ッ場ダム建設事業）の要否を俎上に乗せて争うという逸脱も甚だしい訴訟追行を行っているのである（なお、原告ら千葉県民51人だけで、八ッ場ダム建設という行政施策を問題としたいのであれば、そのための直接参政としては、請願（地方自治法124条、125条）があるのみである。）。

また、本件の原告ら51人は、八ッ場ダム建設予定地に居住する等八ッ場ダム建設事業について法律上の利害関係を有する者ではなく、もとより八ッ場ダム建設事業について国や千葉県をはじめとする各都県の利根川等の治水（利根川沿い等の住民の生命、財産等の安全の確保等）、利水（県民に対する安全安定給水の確保等）について行政責任の片鱗すらを負える立場にはない。千葉県の総人口は約615万人（平成20年12月現在）、選挙権を有する者は約502万人（同月現在）であるが、千葉県の八ッ場ダム建設事業への参画等は上記したようにこれら住民の選挙により選出された代表者の総意により行われているのであって、51人の本訴原告らが、八

ッ場ダム建設事業の適否や要否を争える正統性や資格は皆無である。また、八ッ場ダム建設事業は、国のほか関係都県（群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県、茨城県）の3200万人余の総意により、一体となって建設をすすめている国家的プロジェクトであり、このような事業に対し、何の正統性も資格もない住民1人（本訴では51人）でその必要性を巡って、適否、要否を争うことができることを考えること自体誇大妄想的な非常識きわまりない発想といわざるを得ず、本訴はまさしくこのような異常な発想に基づいた訴訟なのである（しかも、本訴においては、これに加え堂本知事や菊川関東地方整備局長の証人尋問の申請をしており、本人訴訟ならまだしも、法律専門家によるこのような行為は全く理解に苦しむ。）。

- (2) 原告らは、本件において、利水上、八ッ場ダム建設事業からの撤退（ダム使用権設定申請の取下げ）と特定多目的ダム工事負担金等の支出の差止めを求め、また、治水上、治水に関する地方負担金の支出の差止めを求めているが、上記したように、要は、司法によりこれらを差し止めることにより国の八ッ場ダム建設事業の中止又は千葉県の当該事業からの撤退を求めているものである。

仮に、司法により八ッ場ダム建設事業が強制的に中止されることとなると（このような事態は全く想定されていないため、あくまで仮定の話であるが）、利水上、千葉県は、八ッ場ダムによる利水上の利益（水利権）を失い、現在許可を受けている暫定豊水水利権も失って給水区域の県民や企業の生活、活動に多大な支障を生じさせることになるにとどまらず、千葉県（千葉県水道局、千葉県企業庁）がこれまでに国庫に納付した利水に係る特定多目的ダム工事負担金約144億円（平成20年12月末現在）は、還付されないことになると思われ（これまでの拠出金額は、特定多目的ダム法12条ただし書、同法施行令14条の2第2号による不要支出額（既に実施した工事、取得した用地等のうち、不要となる部分に要する費用及び変更に伴う諸費用）になると思われる。）、また、治水上、千葉県民、特に利根川沿いの県民の生命、身体、財産に危険をもたらすことになるのみならず、これまで国庫に納付した治水に関する千葉県の地方負担金約123億円（同月末現在）は、還付されないと思

われる（河川法には同負担金の還付規定がないためである。）。さらに、事業中止の際、ダム建設地で行われている道路や鉄道の付け替え工事、災害防止工事のように中途では放置しておくことができない工事については、当然関係都県は追加負担を求められることとなると思われる。その他、これまで千葉県水道局及び千葉県企業庁が群馬県等に支出した水特法負担金約17億円（平成20年12月末現在）、基金負担金約4億円（同月末現在）は、国土交通省や他の関係都県との協議によることになるが、還付されない可能性が高いうえ、ダム建設事業が中止されても、それまで進めてきたダム事業に伴い当然水源地域に影響が残っており、その回復のために必要な事業を継続しなければならず、さらなる負担を強いられる可能性があるほか、ダム建設を強く望む地元が多大な損害を与えその補償等の問題も生じることとなり、他面で今後免れ得る支出があるにせよ、千葉県の損失は計り知れないものがある。

また、仮に、司法により利水上の必要性を理由に千葉県が八ッ場ダム建設事業から強制的に撤退させられることになると（同様にあくまで仮定の話であるが）、他の利水者が参画しない限りこれまで千葉県が負担した利水に係る特定多目的ダム工事負担金は還付されないことになると思われ（特定多目的ダム法12条ただし書、同法施行令14条の2第2号）、他の利水者の費用負担割合が増加するため、他の利水者に多大な損失を与えることとなり、また、千葉県が撤退しても事業の縮小がない限り、各利水者の負担の上限が定められているため、それを超える負担金は撤退後も千葉県が支払うこととなる（特定多目的ダム法7条1項、同法施行令1条の2第2項1号）。水特法負担金、基金負担金についても、国土交通省や他の関係都県との協議によることになるが、還付されない可能性が高く、千葉県がダムから撤退した場合でも水源地域整備事業及び基金事業は他の都県の負担により継続されることとなり、撤退後の負担金についても負担を強いられることになるとと思われる。

住民訴訟制度の目的とする地方財務の観点からみると、原告らの本訴請求は上記のような事態になることを求めるということに帰着するが、このような千葉県に財産上の損失を及ぼすことを求めると

いう奇妙な請求は、要するに、本訴請求が住民訴訟制度の目的である地方財務の適正化を目的とするものではなく、八ッ場ダム建設の要否という一般行政上の政策判断を訴訟の対象としているからにはほかならないからである。

- (3) 以上に述べたとおり、本訴請求は、形式上財務会計行為（公金の支出）を訴訟の対象に掲げてはいるが、実質的には事務監査請求（地方自治法75条）の対象とすべき事項を対象とし、しかもその請求でも求めることのできない差止め等を求めるものであり、また、原告ら51人が事務監査請求の対象となる事項について直接参政するためには請願（同法124条、125条）によるしかないが、これを無理矢理住民訴訟の枠組みに押し込もうとしているものであって、著しい住民訴訟制度の濫用であるから、財務会計法規上の義務に違反するか否か等の実体についてご判断されるまでもなく、不適法なものとして却下されるべきである。

もし、このように解しないとすると、600万人余の千葉県民あるいは3200万人余の関係都県民のうち1人でも政策上の意見の違いを持つ者があれば、本件と同様の差止め等の請求を訴求することができることになり、また、関係都県は、その一人一人に対し本件と同様の厩大な説明ないし主張をしなければならないということにもなり、間接民主制を無視したきわめて不合理な結果となる。

ちなみに、この段階での本案前の答弁は、被告らの従前から主張によりつつ、これまでの原告らの主張を踏まえたものであり、また、住民訴訟が客観訴訟としての民衆訴訟であることを前提としたものである。

第2 その他の主張についての補充

- 1 水源地域対策特別措置法に基づく負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金について

水源地域対策特別措置法に基づく負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金については、被告らの準備書面(3)で詳述し、同(20)16～19頁に整理したとおりであるが、協定書等の内容について変更が行われているため、次のとおり主張を補充

する。

(1) ハッ場ダムに係る整備事業に要する費用の負担については、水源地域対策特別措置法12条に基づき、同整備事業を実施する群馬県とハッ場ダムを利用予定の千葉県を含む関係都県との間で協議し、これら都県間で「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」(乙54号証)を定めていることは、被告らの準備書面(3)10・11頁で述べたとおりあるが、同整備事業の実施期間については、平成17年8月の「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する変更協定書」(乙387号証)により、「平成18年度までの12年間」から「平成22年度までの16年間」に変更されている。被告らの準備書面(3)11頁を以上のとおり補充する。

(2) 平成16年9月の「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の第2回変更において、千葉県企業庁は、千葉地区工業用水道の水源について湯西川ダム等の参画水量を減らし、他方でハッ場ダム参画水量を増量したことについては、被告らの準備書面(17)15頁、同(20)14頁で述べたとおりである。当時、ハッ場ダム等の参画水量の変更は、千葉県の利水者では千葉県企業庁(増量変更)と印旛郡市広域市町村圏事務組合(減量変更)が行っているが、この変更により、ハッ場ダムに係る整備事業における千葉県の各利水者負担率等を定めた平成8年3月の「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う覚書」(乙56号証)及び「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う千葉県負担金の利水者負担に関する覚書」(乙57号証)は、平成19年4月の「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う変更覚書」(乙388号証)及び「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う千葉県負担金の利水者負担に関する変更覚書」(乙389号証)によってそれぞれ変更され、この変更により千葉県企業庁の負担割合については、0.0972か

ら0.1945となり、その負担金の総額は約6億円から約11億9000万円（千葉県利水者の負担総額約61億円×0.1945）となった。被告らの準備書面（3）12頁を以上のとおり補充する。

（3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する基金負担金についても、上記（2）で述べた八ッ場ダム等の参画水量の変更により、千葉県の各利水者負担率等を定めた平成2年11月の「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る千葉県負担額の利水者負担に関する覚書」（乙63号証）は、平成19年4月の「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る千葉県負担額の利水者負担に関する変更覚書」（乙390号証）により変更され、千葉県企業庁の負担割合は、157.9分の15.3から157.9分の30.7となった。被告らの準備書面（3）14頁を以上のとおり補充する。

なお、上記（2）及び（3）で述べた千葉県企業庁の負担割合の変更に伴い、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業及び利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する千葉県負担金の利水者負担の精算に関する覚書」（乙391号証）により、平成18年度以前の負担金の精算に関する取扱いについて定めている。被告らの準備書面（3）を以上のとおり補充する。

2 ハッ場ダムの建設に関する基本計画の第3回変更等について

国土交通省が実施する八ッ場ダム建設事業の根拠となる特定多目的ダム法に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（同法4条）については、被告らの準備書面（20）8～10頁に整理したとおりであるが、平成16年9月の第2回変更後、平成20年9月に第3回変更が行われているため、同（20）の主張について次のとおり補充する。

（1）被告らの準備書面（18）7頁で述べたとおり、国土交通大臣は、基本計画の第3回変更にあたり、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都県知事としての千葉県知事に対し、特定多目的ダム法4条4項に基づき平成20年1月に意見照会（乙316号証の1）を行い、これに対し同知事は、平成20年3月に千葉県議会の議決

(乙317号証)を経て、工期を厳守すること、コスト縮減を図り総事業費の圧縮に努めることという意見を付して同意する旨述べ(乙318号証の1)、また、水道及び工業用水道に係るダム使用权の設定予定者としての千葉県知事に対する意見照会(乙316号証の2・3)に対しては、同知事は、上記と同様の意見を付して同意する旨述べ(乙318号証の2・3)、他の関係都県知事及びダム使用权の設定予定者等についてもそれぞれ異議のない旨の意見を述べている。

その後、平成20年9月に八ッ場ダムの建設に関する基本計画の第3回変更が行われたものである(乙392号証、乙393号証)。

(2)上記の「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更(第3回変更)」

(乙392号証、乙393号証)の主な内容は、①ダム建設の目的に「発電」が追加されたこと、②発電追加に伴い、建設に要する費用の負担者に群馬県(発電)が加えられ、発電参画に必要な負担金(建設に要する費用の1000分の1、約4.6億円)は群馬県が負担すること及びこれにより各都県等の治水及び利水の負担額は、建設に要する費用の額から上記群馬県が負担する発電の負担額(建設に要する費用の1000分の1)を減じた額に従前の負担割合を乗じた額となったこと、③ダム本体の地質調査等の結果、ダム本体の施工に必要な基礎掘削の深さを15メートル浅くすることが可能であることが確認されたことによりダムの堤高(基礎地盤面から堤頂までの高さ)が131.0メートルから116.0メートルに縮小されたこと、④事業の進捗状況に鑑み、工期が昭和42年度から平成27年度までの予定(変更前は、昭和42年度から平成22年度までの予定)に変更されたことである。

今回の基本計画の変更により、河川法59条、60条1項及び63条に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額が、建設に要する費用の額から群馬県が負担する発電の負担額(建設に要する費用の1000分の1)を減じた額に従前の負担割合1000分の546を乗じて得た額に変更されたので、千葉県が八ッ場ダム建設事業の治水に関し負担する負担金の総額は、約174億円から約173.6億円に若干軽減

された。被告らの準備書面（3）6・7頁を以上のとおり補充する。

同様に、千葉県水道局及び千葉県企業庁の特定多目的ダム工事負担金の総額は、建設に要する費用の額から群馬県が負担する発電の負担額（建設に要する費用の1000分の1）を減じた額に従前の負担割合である1000分の33（水道）、1000分の14（工業用水道）をそれぞれ乗じて得た額に変更されたので、千葉県水道局の負担金の総額は、約151.8億円から約151.6億円（国庫補助金を含む）に、千葉県企業庁の負担金の総額は、約64.4億円から約64.3億円（国庫補助金を含む）にそれぞれ若干減少することとなった。被告らの準備書面（3）9頁を以上のとおり補充する。

なお、八ッ場ダム建設事業については、平成21年1月9日に八ッ場ダムの本体建設工事に関する入札公告が行われている（乙394号証）。

3 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の変更について

八ッ場ダム建設事業は、水資源開発促進法に基づく「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）に位置付けられており、フルプランについては、被告らの準備書面（20）11・12頁、31・32頁に整理したとおりであるが、昭和63年2月に閣議決定された第4次フルプラン（甲17号証。最終の一部変更は平成14年12月）は、平成20年7月に第5次フルプラン（乙355号証）として全部変更されているため、同（20）の主張について次のとおり補充する。

第5次フルプランでは、平成16年9月の「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の第2回変更の内容（乙13号証）が位置付けられたほか、予定工期は昭和42年度から平成27年度までとされている。

被告らの準備書面（18）6頁で述べたとおり、国土交通大臣は、第4次フルプランの変更にあたって、水資源開発促進法4条に基づき、平成20年1月、千葉県知事に対してフルプラン変更についての意見照会を行い（乙314号証）、これに対し同知事は、平成20年4月に、社会経済情勢の変化等による今後の水需給見通しの変更に対して

適宜計画を見直すなどの対応をするよう要望を付して、異議のない旨の回答（乙315号証）をした（なお、他の関係都県知事においても異議のない旨回答している。）。

その後、平成20年7月4日の閣議決定を経て、同11日に第5次フルプランは告示されたものである（乙355号証）。

ちなみに、フルプランでは、水需給における供給の目標を達成するために必要な施設として各ダム事業等が位置付けられているが、被告らの準備書面（10）7頁で述べたとおり、八ッ場ダムのような個別のダム事業を拘束するようなものではない。

4 地元情勢等について

(1) 八ッ場ダム建設事業は、国及び関係都県（群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県、茨城県）が関係法令等に基づいて必要な手続を踏んだ上で、建設を進めている国家的プロジェクトであり、国（国土交通省）、千葉県を含む関係都県、ダム建設予定地の地元町村、地元住民が一体となってその早期完成を目指しているものである。

群馬県においては、平成20年12月、県議会の本会議で、「八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書」（乙395号証）を可決し、地方自治法99条の規定により衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣あてに群馬県民の総意として八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める要望を行っている。

また、地元町村（群馬県吾妻郡町村会、町村議会議長会等）においても、平成20年11月26日に国土交通大臣及び民主党の代表等に対して、八ッ場ダム建設事業の早期完成は吾妻郡の全町村民の願いであるとの「要望書」を提出している（乙378号証の1・2）。

そして、地元住民においても、過去の一時期に反対闘争はあったものの、現在は地元住民すべてが八ッ場ダムの早期完成を願っている状況にある。地元長野原町の水没予定5地区においては、八ッ場ダム対策委員会が組織され、ダム建設に伴う周辺整備計画等を連日のように協議している。また、平成20年12月には各地区の代表者3名による「まちづくり検討部会」が設置され、八ッ場ダム完成に伴うまちづくりをどのように行っていくのか検討しているなど、地元住民は一刻も早い八ッ場ダムの完成を望んでいる。このような

地元住民のその具体的行動として、地元川原湯温泉旅館組合長と川原湯温泉観光協会長の連名で八ッ場ダム建設事業継続と早期完成を求め、「群馬県吾妻郡長野原町の八ッ場ダムの早期完成のお願い」を国土交通大臣及び民主党等に提出している（乙379号証）。

- (2) 平成20年11月4日の前橋地方裁判所の現地進行協議の際に、川原湯温泉駅周辺には八ッ場ダム建設に反対する集団が押しかけ、横断幕やのぼり旗を掲げ、無許可でダム反対を叫ぶ示威行為を行ったが、この行為は地元住民からひんしゆくを買い、地元住民の気持ちを逆撫でするものであった。

このことについては、地元観光協会のインターネットのホームページで断固抗議したい旨が掲載されており（乙381号証の1）、さらに、地元川原湯温泉観光協会長等から関係者あてに今後はこのような行動を起こさないようにとの「申入書」が提出されている（乙381号証の2）。

- (3) 原告らは、八ッ場ダム建設事業に何ら法律上の利害関係を有するものではないが（住民訴訟は客観訴訟としての民衆訴訟である。）、本訴請求を含む原告らの行為は、八ッ場ダム建設の影響を直接受ける地元にとって、大いに迷惑ないしは妨害行為となっているようである。

第3 まとめ

これまで繰り返し述べてきたとおり、本訴請求はすみやかに却下ないし棄却されるべきものである。

以上